

いじめ防止協力事業所等を募集します

当市のいじめ防止対策につきましては、学校内だけの問題ではなく、地域全体で子どもを見守っていく必要があります。地域内の事業所等にも「いじめ防止協力事業所等」となっており、いじめの疑いを発見した場合は速やかに学校、教育委員会などの関係機関にご報告をいただくなど、いじめの未然防止及び早期発見にご協力をお願いします。

1) いじめ防止協力事業所等とは

地域と一体となり子どものいじめ防止に取り組む事業所等を指します。各事業所の外側から目立つ場所に「いじめ防止協力事業所等」シール（横 20cm × 縦 14cm 黄色）を設置してもらうことで、各地域でいじめ防止の啓発を図ると同時に、それを見た子どもたちが地域に見守られていることを認識でき、いじめの未然防止や早期発見を促進します。

そして、社会全体で子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができる環境を地域全体で作上げていきます。

2) 登録対象

- ・ 美濃加茂市内の事業所またはその事業所が構成する団体
- ・ 美濃加茂市内で活動する団体（ボランティア、NPO等の市民団体や労働団体）

3) 登録基準

以下の取組みについて、ご協力いただける事業所及び団体を「いじめ防止協力事業所等」として登録します。

①安心な環境づくり

地域全体で子どもを見守り、普段からあいさつなど声をかけることで、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めていただくものです。

②いじめの通報

普段から子どもを見守る中で、いじめを発見したり、いじめの疑いがある現場を発見した時は、学校や教育委員会などの関係機関へ情報提供を行っていただくものです。

<具体的ないじめの態様の例>

- * 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- * 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- * 金品をたかられる。
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- * スマートホンやインターネット、SNSなどで、悪口や嫌なことを書き込まれる。

4) 申込み方法

「美濃加茂市いじめ防止協力事業所等 登録申込書」に必要事項をご記入いただき、
地域振興課の窓口、F A X、メールまたは郵便でお申込みください。

※登録申込書は、市のホームページからダウンロードできます。

市役所 地域振興課 窓口でもお渡しています。

①窓口でお申込みする場合…

美濃加茂市役所 地域振興課の窓口へ申込書を持参する。

(市役所本庁 2階 月～金 (祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分)

②F A Xでお申込みする場合…

F A X 番号 : 0 5 7 4 - 2 5 - 3 9 1 7

宛 先 : 美濃加茂市 地域振興課 多文化共生係

③メールでお申込みする場合…

tabunka@city.minokamo.lg.jp

④郵便でお申込みする場合…

宛 先 : 〒 5 0 5 - 8 6 0 6 美濃加茂市太田町 3 4 3 1 - 1

美濃加茂市 地域振興課 多文化共生係

※平成 2 9 年 1 月 4 日から随時受付します。

5) 登録後

「いじめ防止協力事業所等」シールを交付します。各事業所の外側から目立つ場所に
本シールを設置してください。

当市におけるいじめの撲滅に向けて、ぜひ皆様のご協力をお願いします。

問合せ	美濃加茂市 市民協働部 地域振興課 多文化共生係
電話	0 5 7 4 - 2 5 - 2 1 1 1 (内線 3 6 2)
F A X	0 5 7 4 - 2 5 - 3 9 1 7
E-mail	tabunka@city.minokamo.lg.jp